

「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の改正（中間案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について（概要）

1. 実施概要

（1）意見の募集期間

令和4年12月22日（木）から令和5年1月25日（水）

（2）周知・啓発に関する取り組み

① 市政だより、市ホームページ、市公式LINEによる周知

② 市施設・公的機関等における配布・閲覧（118カ所）

区役所・総合支所、市政情報センター、市民図書館、各市民センター、仙台市福祉プラザ、仙台公共職業安定所 等

③ 障害者関係団体、事業者等への配付（1,021カ所）

福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、ひとにやさしいまちづくり推進協議会加盟団体、商店街振興組合 等

④ 仙台市民生委員児童委員協議会理事会、並びに各区民生委員児童委員協議会委員会での周知

⑤ 事業者団体の会員向けメールマガジンによる周知

⑥ コロン・カフェ等参加者への周知

（3）意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、電子申請

（4）情報保障

点訳版、ルビ付き版、拡大文字版、テキスト版（音声データ対応）

2. 意見の提出状況

（1）提出者数

19人（内訳：ファクス7人、電子申請8人、電子メール4人）

（2）意見件数

41件

(3) 提出された意見の内訳 ※記載している条番号は現行の条例の条番号

該当項目	件数	該当項目	件数
①前文	1	⑤市、事業者が行う合理的配慮 (第8条、第9条)	3
②定義 (第2条)	2	⑥基本的な施策 (第10条～第14条)	10
③基本理念 (第3条)	12	⑦その他	5
④不当な差別的取扱いの禁止 (第7条)	8		
合計			41

(4) 提出された意見の概要 (一部を掲載)

① 前文

- ・ 「障害者虐待など人権を侵害される深刻な状況に置かれることもある」との表現は、「ほとんどそのようなことはないが稀にはある」と解釈できる表現であり、「深刻な状況に置かれることも稀ではない」の表現の方が障害者被害者の無念さを伝える表現としてあっているのではないかと。

② 定義 (第2条)

- ・ 「事業者」の範囲をもう少し具体的に記載した方が良いと思う。

③ 基本理念 (第3条)

- ・ 「意志疎通や情報の取得、利用の選択の機会の確保」を基本理念へ新たに追加することに賛同する。

④ 不当な差別的取扱いの禁止 (第7条)

- ・ 「福祉サービスの分野」の「入所や入居」の前に、「一時的または継続的な」の文言を、そして「入居」の後には「通所」という文言をそれぞれ加えるべき。

⑤ 市、事業者が行う合理的配慮 (第8条、第9条)

- ・ 市および事業者の障害者の雇用に関して、均等な機会・待遇・その他の取り扱いの確保を「求められた場合に、合理的配慮を提供しなければならない」とあるが、「求められた場合に」と限定しないでいただきたい。

⑥ 基本的な施策 (第10条～第14条)

- ・ 「情報の収集及び提供」について、整理と保存も重要であるため、「適切な方法で整理及び保存を行うとともに」の文言を追加するべき。

3. 今後の予定

令和5年3月下旬～ パブリックコメント実施結果の公表
仙台市障害者施策推進協議会より市長へ答申
条例改正案の最終調整